

任用資格教育訓練課程等の見直しについて

令和3年1月13日
原子力規制庁
原子力安全人材育成センター

1. はじめに

5つの基本資格（①原子力検査、②原子力安全審査、③保障措置査察、④危機管理対策、⑤放射線規制）の教育訓練課程については、集中型教育訓練課程について見直しを行い（令和2年4月22日の第3回原子力規制委員会で報告）、第2期7名の訓練生が令和2年8月に集中型教育訓練課程を修了し、第3期17名の訓練生が令和2年5月に集中型教育訓練課程の受講を開始した。

今般、上記見直しの際に残された課題について検討を行い、対応方針を整理したので報告する。

2. 対応方針

（1）一般職（技術）以外の職員（総合職、一般職（事務）、中途採用者等）の研修機会の付与について

① 総合職

総合職については、分散型教育訓練課程の履修による資格付与だけではなく、幹部候補生としての幅広い知識・経験として原子力規制庁における業務の基礎を身に付けさせるため、全ての基本資格に係る教育訓練課程のうち基礎的な教育訓練項目を入庁後6年目頃までに履修させることとする。

② 一般職（事務）職員

原子力規制庁採用の一般職（事務）職員を対象とした研修を、原子力安全人材育成センターにおいて令和4年4月から開始する。その際、他省庁（財務省、人事院等）が提供する研修も十分に活用することとする。

また、技術系業務への適性及び本人の意向が確認された一般職（事務）職員について、集中型教育訓練課程の履修を認める。集中型教育訓練課程を修了した者は、任用上一般職（技術）職員として扱う。

③ 中途採用者

中途採用者については、職歴等の採用時の専門性と適合する分野の任用資格を口頭試問により付与している。採用時の専門性と分野が異なる任用資格の付与は、当該資格の取得に必要な研修の受講等により力量を確認した上で行うこととする。

（2）中級・上級資格のあり方について

中・上級資格については、対象分野の専門性に加え、業務の管理能力及び意思疎通能力が重要であり、上位の資格ほど後者の能力が求められる。このため、中・上級資格では、対象分野の専門性については、業務経験を通じた力量の獲得を基本とし、資格取得のための教育訓練課程は創設しない。

中・上級資格については、対象分野の専門性、管理能力及び意思疎通能力を提出書類（業務経験と研修受講履歴等）により確認し、口頭試問を行うことで付与することとする。

（3）付与した資格の継続のあり方について

任用資格の効力を継続するためには、原則3年ごとに以下の研修の履修を義務付けることとし、令和3年度から研修を開始する。

- 資格対象分野の専門性の維持を目的とし、対象分野で使用する基準や指針、民間規格等の最新の情報を学ぶ研修
- 中・上級資格を対象とした業務管理、意思疎通について学ぶ研修

なお、研修受講者の数の平準化を図るため、平成29年度～令和元年度の資格取得者については、研修受講時期を調整する。

（4）筆記試験による資格付与のあり方について

筆記試験による教育訓練項目の免除については、原子力安全人材育成センターにおいて筆記試験を内製化することは非常に困難である。

このため、国家試験の合格者については、対応する教育訓練項目の免除を行うこととし、当面以下の国家試験を対象とする。

- 原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者及び第一種・第二種放射線取扱主任者の国家資格取得者
- 原子炉主任技術者試験筆記試験、第一種・第二種放射線取扱主任者試験及び技術士第二次試験の原子力・放射線部門の合格者

また、教育訓練項目の免除の対象となる国家試験の拡大について、継続的に検討していく。